

「第3期松山市子ども・子育て
支援事業計画」の
令和7年度実施状況について
(地域子育て部会)

～①松山市こども計画(別冊)第1章
松山市こども計画「施策の展開」事業一覧～

令和8年8月10日

松山市子ども計画「施策の展開」事業一覧 【R7年度実施状況報告用】

基本方針		推進施策		主/従	取組事業	事業概要	R7年度取組状況	R7年度所管課	
								部局名	担当課
1	子どもの権利を尊重し、社会全体で子ども・若者を育てる	1	子ども・若者の意見表明の推進		男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現のため、市民・事業者・関係機関等と連携した取組を行い、市民意識の向上を図る。 コムズで実施のコムズフェスティバルのイベントとして、高校生が意見交換会を実施する。	コムズフェスティバルの中で、高校生による研究発表及び意見交換会を実施した。また、コムズフェスティバル以外にも、女子児童とその保護者を対象として高校生が講師を務める理系女子育成講座、高校生と企業との交流会を実施した。	市民部	人権・共生社会推進課
1	子どもの権利を尊重し、社会全体で子ども・若者を育てる	2	仕事と子育ての両立支援	【主】	ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「手助けのできる人（提供会員）」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	市公式Lineなど様々な媒体を使って事業に関する情報発信を行い、会員数の増につながった。 R6年度末：1,196人→R7年度末：1,325人	子ども家庭部	子育て支援課
1	子どもの権利を尊重し、社会全体で子ども・若者を育てる	2	仕事と子育ての両立支援	【主】	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	令和7年度は、児童養護施設8か所、里親支援センター2か所に委託を行い、事業を実施した。 父子家庭利用実績 ショートステイ 80人日 トワイライトステイ 9人日 母子家庭利用実績 ショートステイ 860人日 トワイライトステイ 52人日 一般世帯利用実績 ショートステイ 72人日 トワイライトステイ 17人日	子ども家庭部	子育て支援課
1	子どもの権利を尊重し、社会全体で子ども・若者を育てる	2	仕事と子育ての両立支援		男女共同参画推進センター管理運営事業	性別による固定的な役割分担意識の枠組みを超えた個人の尊重に基づく人権の確立を基本理念として、男女共同参画社会の実現を目指すために、情報・交流・学習・研修・相談・調査・研究の機能を備え、市民活動の支援施設としての役割を視野に入れた事業を展開する男女共同参画推進センターの管理・運営を委託する。	男女共同参画推進に関する、①情報の収集と提供、②市民活動及びそのネットワークの形成促進、③研修会等の開催、④相談対応、⑤地域性を反映した調査研究、⑥男女共同参画推進センターの貸与業務を行った。	市民部	人権・共生社会推進課
1	子どもの権利を尊重し、社会全体で子ども・若者を育てる	3	子どもまんなか社会の推進		まつやま安全・安心まちづくり啓発事業（安全安心指導者学校派遣部分）	市内の小・中学校に専門の講師を派遣し、インターネット安全教室等を実施する。	松山市立小・中学校を対象に安全安心の専門講師を派遣し、インターネットの安全な使い方や不審者に遭遇したときの対応などを学教室を実施した。	防災危機管理部	市民防災安全課
1	子どもの権利を尊重し、社会全体で子ども・若者を育てる	3	子どもまんなか社会の推進		防犯事業	不審者情報を市ホームページやLINE等で発信したり、各地区防犯協会と連携し、市内の小学校へ防犯グッズを贈呈するなど、地域での犯罪や事故を未然に防止し、犯罪のないまちづくりを推進する。	愛媛県警察本部から届く不審者情報を松山市ホームページや公式LINEで発信し、注意を呼びかけた。また、各地区防犯協会と連携し、松山市立小中学校の1年生を対象に「いかのおすし」のクリアファイルを贈呈した。	防災危機管理部	市民防災安全課
1	子どもの権利を尊重し、社会全体で子ども・若者を育てる	3	子どもまんなか社会の推進		切れ目のない全世代型防災リーダー育成事業	小学生から高齢者まで切れ目のない防災リーダーを育成するとともに、様々な職域や世代が、それぞれに適した防災教育を受けることができる環境作りに取り組む。	市内の小中学校や高等学校を通じた広報などにより、多くのジュニア防災リーダーを育成した。また、防災関係機関の協力を得て、多くの研修会を開催することができた。	防災危機管理部	市民防災安全課
1	子どもの権利を尊重し、社会全体で子ども・若者を育てる	3	子どもまんなか社会の推進		交通安全教育事業	市内の保育所・幼稚園児（保護者）、小・中学校児童生徒（保護者）、高校生、高齢者ほかに交通ルールに従った道路の正しい歩き方及び自転車の正しい乗り方の実地指導、講話、DVD上映等による交通安全教室等を実施する。	市内の保育所・幼稚園児・小学校1年生に対し「歩き方教室」を、小学校3年生・中学生・高校生に対し「自転車教室」を実施した。 【令和7年度 交通安全教室実施状況】 ○保育所・幼稚園 実施回数：99回 参加園児数：8,375人 ○小学校1年生 実施回数：54回 参加児童数：3,799人 ○小学校3年生 実施回数：54回 参加児童数：4,161人 ○中学生 実施回数：9回 参加生徒数：1,647人 ○高校生 実施回数：13回 参加生徒数：7,685人	都市整備部	都市・交通計画課

基本 方針		推進 施策		主/従	取組事業	事業概要	R7年度取組状況	R7年度所管課	
								部局名	担当課
1	こどもの権利を尊重し、 社会全体でこども・若者 を育てる	3	こどもまんなか社会の推進		交通安全施設（二種）整備	交通事故が多発している道路その他通学路などの特に交通の安全を確保 する必要のある道路について、道路標識、防護柵や区画線など安全対策 に必要な交通安全施設を整備し、交通事故の防止と交通の円滑化を図 る。	危険箇所における視線誘導標、車線分離標の設置や区画線 （外側線等）の引き直し及びグリーンベルトの設置を行っ た。	都市整備部	道路河川管理課
1	こどもの権利を尊重し、 社会全体でこども・若者 を育てる	3	こどもまんなか社会の推進		幼年少年消防クラブ育成事務（幼年 消防クラブ）	幼稚園・保育園の園児や小学生を対象に、防火・防災についての知識や スキルを楽しみながら身に付けられるよう趣向を凝らした指導を行い、 防火・防災意識の向上を図る。	女性防火クラブ員による防災紙芝居、かるた、ぼうさいダッ ク教室を開催し、防火・防災意識の向上が図れた。	消防局	地域消防推進課
1	こどもの権利を尊重し、 社会全体でこども・若者 を育てる	3	こどもまんなか社会の推進		幼年少年消防クラブ育成事務（少年 消防クラブ）	小学生を対象に、防火・防災についての知識とスキルを楽しみながら身 に付けられるよう「少年消防クラブ一日消防学校」を開催し、災害対応 能力の向上を図る。	市民参加型イベント「みんなの消防フェスタ」と同時開催 し、楽しみながら災害対応能力の向上が図れた。	消防局	地域消防推進課
2	こども・若者の健やかな 育ちを支える	3	ライフステージに応じた 切れ目ない支援		母子保健育児支援事業	幼児期の精神運動発達に関する「発達相談」を実施する。保護者が適 切な関わり方を知り、困りごとを相談できる場として「すくすくキッ ズ」を実施する。遺伝に関する不安や悩みを持つ保護者に対して「遺伝 相談」を実施する。	幼児期の発達に関する相談を延べ427人に実施した。すくす くキッズは全16回実施し、延べ178人が参加し、こどもとの 関わり方の講座や困りごとの個別相談を実施し、育児不安の 解消に努めた。遺伝相談について相談実績はないが、分娩施 設やかかりつけ医での相談ができていたためと考えられる。	こども家庭部	すくすく支援課
2	こども・若者の健やかな 育ちを支える	3	ライフステージに応じた 切れ目ない支援		幼児健康診査事業	1歳6か月頃と3歳頃の時期に健康診査を実施し、運動機能・視聴覚等 の障害、精神発達の遅延等がある幼児を早期に発見し、適切な指導や心 身障害の進行を未然に防止することで、幼児の健康の保持・増進を図 る。また、実施年度に5歳児になる幼児に健康診査を実施し、保護者に 発達特性に気づいてもらい、適切な支援を行うことで、育児不安の軽減 と幼児の成長発達を促す。	1歳6か月児健康診査は60回実施、2739人受診、3歳児健康 診査は60回実施、3120人受診した。5歳児一次健診は2804 人回答があり、二次健診は136人が受診し、前年の受診率よ り上昇した。	こども家庭部	すくすく支援課
2	こども・若者の健やかな 育ちを支える	3	ライフステージに応じた 切れ目ない支援		歯科保健事業（子どものための歯科 相談）	未就学児の希望者を対象に歯科健診、歯科保健指導、歯みがき指導及 び、フッ化物塗布等を実施し、生活習慣の改善や定期的な歯科受診へつ なげることで、むし歯有病者率の低下を図る。	歯っぴー（はみがき教室（集団形式）は38回実施、568人が 参加。はじめての歯みがき教室（個別形式・0歳児が対象） は12回実施、156人が参加した。	こども家庭部	すくすく支援課
2	こども・若者の健やかな 育ちを支える	3	ライフステージに応じた 切れ目ない支援		妊娠・出産支援事業（伴走型の相談 支援・相談体制の整備等）	妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない伴走型の相談支援を実施するた め、相談等の拠点となる「すくすく・サポート」等で全ての妊婦と面談 し、支援が必要な者を把握するとともに、乳児がいる全ての家庭の訪問 や産前・産後サポート、産後ケアを実施することで、出産や育児に対す る不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。	妊娠届出時に全ての妊婦と来所またはオンラインで面談を実 施。妊娠7か月頃にはショートメッセージでアンケートを送 付し、希望者との面談を実施した。産後、こんにちは赤ちゃん訪問で子育て支援に関する必要な情報提供を行うとと もに、支援が必要な家庭に対しては継続支援や適切なサービ ス提供に結びつけた。	こども家庭部	すくすく支援課
2	こども・若者の健やかな 育ちを支える	3	ライフステージに応じた 切れ目ない支援		妊婦・乳児健康診査事業（乳児の健 診に関する部分）	新生児聴覚検査や乳児一般健康診査を実施し、必要な治療の勧奨と保健 指導を行うことで乳児の健やかな成長につなげる。	新生児聴覚検査は、県内産科医療機関等に委託して生後1か 月未満の児に対して個別に検査を実施し、2,454人が受診し た。 乳児一般健康診査は、県内医療機関に委託して個別に健康診 査を実施し、3～4か月児2,782人、9～10か月児2,719人が 受診した。	こども家庭部	すくすく支援課
2	こども・若者の健やかな 育ちを支える	3	ライフステージに応じた 切れ目ない支援	【主】	こども相談事業	こどもに関する総合的な相談窓口として、0歳から18歳までの子育て で、虐待、不登校、問題行動などの様々な相談に、こどもや家庭に寄り 添いながら迅速で的確に対応する。	悩みや不安を抱えているこどもや保護者、または妊産婦が自 ら相談できる窓口としての周知が進み、相談件数は増加して いる。受け付けた相談に対しては、学校や医療機関等の関係 機関と連携しながら、丁寧に対応している。	こども家庭部	こども相談課
2	こども・若者の健やかな 育ちを支える	3	ライフステージに応じた 切れ目ない支援		急患医療センター運営事業	夜間の救急医療機関（内科・小児科）として、初期救急医療体制を確保 するとともに、重症患者は救急当番病院や小児救急医療支援病院への円 滑な転院体制を整えている。特に小児科は、毎日21時から翌8時まで の診療体制により、夜間の急な発熱等の小児患者に医療サービスを提供 する。	急患医療センター、松山市医師会休日診療所で、夜間・休日 に小児の一次救急医療を提供し、市民が安心して受診 できることによる育児不安の解消、子育て支援が図られてい ます。 ◇『松山市急患医療センター』の診療体制 ・小児科／毎日 21:00～翌8:00 ・内 科／月～土曜日 21:00～24:00 ・令和7年度実績／小児科受診者数：6,576人	健康医療部	医事業事課

基本 方針		推進 施策		主/従	取組事業	事業概要	R7年度取組状況	R7年度所管課	
								部局名	担当課
2	こども・若者の健やかな育ちを支える	3	ライフステージに応じた切れ目ない支援		小児救急医療支援事業補助金	小児重症患者の受け入れを行う小児救急医療支援事業を実施する病院に対し、小児科医師の確保などに要する経費を補助し、3 6 5 日 2 4 時間の小児救急医療体制の安定的継続を図る。	1. 小児救急医療支援事業 年間365日の小児二次救急医療確保のため、重症患者に対応できる小児救急医療を実施する病院の協力のもと、小児科対応が困難な救急病院を補完しました。 ・令和7年度実績 小児救急医療支援病院 診療日数136日 病院群輪番制病院（小児二次救急） 診療日数45日 2. 小児科医等の育成 松山赤十字病院及び愛媛大学医学部の臨床研修指導医が出務する急患医療センターにおいて、小児科研修医の実施研修を実施し、小児科医の育成に努めました。 ・令和7年度実績 実地研修回数20回 3. 寄附講座開設 愛媛大学医学部に地域小児保健医療学講座を開設し、急患医療センターの出務協力を得る外、小児科医の育成や小児医療に関する普及啓発に努めました。	健康医療部	医事業事課
2	こども・若者の健やかな育ちを支える	3	ライフステージに応じた切れ目ない支援		小児救急医療確保事業	救急医療を正しく利用していただくため、幼稚園や保育所、公民館等で出前講座を実施し、小さなお子さんとお母さんのある保護者らを対象に、広く普及啓発を図る。また、愛媛大学医学部に寄附講座を設置し、市急患医療センターの出務協力を得るほか、小児科医の育成や小児医療に関する普及啓発を実施するほか、市内に小児科を新規開業する場合に費用の一部を補助する。	1. 小児救急医療啓発出前講座 幼稚園や保育所等で、乳幼児を持つ保護者を対象に、小児救急医療体制の現状や、救急医療機関の上手な利用方法、自宅で行うことができる応急的な処置について説明等を行い、「救急医療機関の正しい利用の仕方」について啓発を行い意識の向上を図ります。 ホームページで周知をしたほか、市内の保育所や児童館、公民館など278施設に案内を郵送し、令和7年度は下記のとおり、出前講座を実施しました。 ・実施回数：21回 ・参加人数合計：534人 2. 小児科新規開業補助金 市内に新たに小児科を開業し、補助要件等を満たす場合に、土地建物の取得費や医療機器の購入などに要する費用の一部について、1,000万円を上限に補助する制度を創設し、開業促進に努めています。 ・申請件数：1件	健康医療部	医事業事課
2	こども・若者の健やかな育ちを支える	3	ライフステージに応じた切れ目ない支援		A類定期予防接種事業	予防接種法に規定されたA類疾病（麻疹風しん等）の発生やまん延を防ぎ、市民の健康を守るため、定期予防接種を行う。	・松山市医師会に委託し、年間を通して医療機関での個別接種を実施した。 ・里帰り出産等で県外の医療機関で予防接種を受けた方に予防接種に用いた費用の償還を行った。	健康医療部	保健予防課
2	こども・若者の健やかな育ちを支える	3	ライフステージに応じた切れ目ない支援		ブックスタート事業	全ての乳幼児とその保護者に絵本を手渡し、赤ちゃんとの触れ合いや乳幼児期の読み聞かせの大切さを伝える。	松山市に住民登録をしている1歳未満の乳児とその保護者に絵本を手渡し、赤ちゃんとの触れ合いや乳幼児期の読み聞かせの大切さを伝えた。	教育委員会事務局	中央図書館事務所
2	こども・若者の健やかな育ちを支える	3	ライフステージに応じた切れ目ない支援	【従】	子育て応援券交付事業	第2子以降の出生時に、紙おむつを約1年分購入できる応援券50,000円（1,000円×50枚綴り）を交付する。		こども家庭部	子育て支援課
2	こども・若者の健やかな育ちを支える	3	ライフステージに応じた切れ目ない支援	【従】	ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「手助けのできる人（提供会員）」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。		こども家庭部	子育て支援課

基本方針		推進施策		主/従	取組事業	事業概要	R7年度取組状況	R7年度所管課	
								部局名	担当課
2	こども・若者の健やかな育ちを支える	3	ライフステージに応じた切れ目ない支援	【従】	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。		こども家庭部	子育て支援課
2	こども・若者の健やかな育ちを支える	3	ライフステージに応じた切れ目ない支援	【従】	児童手当支給事業	児童を養育している家庭等での生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給する。		こども家庭部	子育て支援課
2	こども・若者の健やかな育ちを支える	3	ライフステージに応じた切れ目ない支援	【従】	子ども医療助成事業	18歳年度末までの保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する。		こども家庭部	子育て支援課
2	こども・若者の健やかな育ちを支える	3	ライフステージに応じた切れ目ない支援	【従】	出産世帯応援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、こどもを出産した世帯に対し、出産後に必要な費用への補助金を給付する。		こども家庭部	子育て支援課
2	こども・若者の健やかな育ちを支える	3	ライフステージに応じた切れ目ない支援	【従】	出産世帯奨学金返還支援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、こどもを出産した世帯に対し、奨学金の返還金の一部を補助する。		こども家庭部	子育て支援課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	1	養育支援		養育支援訪問事業	若年妊婦や、育児ストレス、産後に強い不安感や孤独感を抱えるなど様々な原因で養育支援が必要な家庭に、保健師、保育士などが訪問し、具体的な養育に関する指導や助言等を行う。	家庭へ継続して訪問し支援を行うことで信頼関係を築き、相談しやすい環境を構築することで、養育者本人から早めに相談があるなど、虐待の未然防止及び早期発見、早期対応につながっている。	こども家庭部	こども相談課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	1	養育支援		養育支援訪問事業（子育て世帯訪問支援事業部分）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、食事準備、洗濯、掃除などの家事支援を実施する。	積極的な家庭支援を働きかけたことで、前年度に比べてサビス利用世帯が増加した。	こども家庭部	こども相談課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	1	養育支援		要保護児童対策事業（親子関係形成支援事業部分）	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。	参加世帯数が目標に到達しなかったものの、子育てに課題を抱える家庭に対する早期支援としての役割を果たすことで、こどもの行動への理解、保護者同士のつながり作り、関わり方の実践、というそれぞれの段階において参加者の変化が見られ、虐待の未然防止、早期発見、早期対応につながった。	こども家庭部	こども相談課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	1	養育支援	【従】	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。		こども家庭部	子育て支援課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	1	養育支援	【従】	母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。		こども家庭部	子育て支援課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	1	養育支援	【従】	要保護児童対策事業	支援対象児童等に対する適切な保護と支援を実施するため、関係機関との情報共有や協議などの連携体制の調整を行い、協働して児童虐待への対応及び家庭支援を行う。		こども家庭部	こども相談課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策		子育てひろば等支援事業（こども食堂部分）	無料または低価格でこどもたちに食事を提供し、こどもたちが地域の人たちと交流しながら、安心して過ごせる居場所であるこども食堂に対し助成を行う。	こどもの居場所を確保することを目的として、こども食堂の運営に係る費用の一部をこども食堂20団体に補助した。	こども家庭部	こどもえがお課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【主】	女性相談支援事業	DVをはじめ、女性のいろいろな悩みごとについての相談に応じ、関係機関を紹介するとともに、必要な指導を行う。	DVをはじめ、女性の様々な悩みについて相談に応じ、要保護女性の早期発見に努め、関係機関を紹介するとともに、必要な援助を行った。	こども家庭部	子育て支援課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【主】	要保護児童対策事業	支援対象児童等に対する適切な保護と支援を実施するため、関係機関との情報共有や協議などの連携体制の調整を行い、協働して児童虐待への対応及び家庭支援を行うことで、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るほか、児童虐待防止を強化するため啓発活動を行う。	要保護児童対策地域協議会の会議（代表者会議、実務者会議、進行管理会議ほか）の定期開催により、関係機関の意思統一が図られ、連携強化につながった。また、関係機関と連携し、虐待や相談への対応及び家庭支援を行ったことで、虐待の未然防止、早期発見、早期対応につながった。	こども家庭部	こども相談課

基本方針		推進施策		主/従	取組事業	事業概要	R7年度取組状況	R7年度所管課	
								部局名	担当課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策		ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、専門相談窓口を設け、相談対応や学校訪問を行うとともに、周知・啓発で認知度の向上に取り組む、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげる。	ヤングケアラー・コーディネーターが定期的に関係機関訪問等を行うことで、ヤングケアラーの可能性のある気になるこどもの把握に繋がった。学校等の関係機関と情報共有・連携により、支援が必要な家庭に必要な支援につなげることができた。	こども家庭部	こども相談課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策		児童育成支援拠点事業	養育環境等に配慮を要する学童期のこどもに、居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供などに加え、保護者への相談支援や関係機関の連絡調整を行う。	拠点が放課後や長期休暇中の児童の居場所となり、安心安全に過ごすとともに、学習や生活習慣の形成を支援することができた。 また、拠点職員が1人1人の児童と丁寧な関わりを続けたことで、開設当初に多く見られた児童同士のトラブルや職員への暴言等はかなり減少し、情緒面に落ち着きが見られるようになった。保護者とも送迎時等に拠点での児童の様子を共有し、相談に応じるなど寄り添った支援を提供することができた。	こども家庭部	こども相談課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【主】	市営住宅への入居優遇措置	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。	一般世帯の入居収入基準額15万8千円に対し、子育て世帯の入居収入基準額を21万4千円に緩和している。年3回行っている定期募集の際に、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯に対しては、一般世帯より優先して抽選できるよう取り扱い、100世帯中32世帯が入居している。	開発建築部	住宅課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	ひとり親家庭等自立支援事業（こどもの学習支援事業：まつじゅく）	貧困の連鎖を防ぐために、経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られないこどもに対し、学習習慣の定着と学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、こどもやその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学の相談に応じるなど、日常生活への支援や相談支援を行い、こどもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。		こども家庭部	子育て支援課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	ひとり親家庭等自立支援事業（こどもの学習支援事業：土曜塾）	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。		こども家庭部	子育て支援課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	ひとり親家庭等自立支援事業（こどもの学習支援事業：土曜塾プラス）	経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない高校生に対し、学力の向上を目的とした講座を実施し、進学を後押しして将来の進路選択を広げ、貧困の連鎖を断ち切る。		こども家庭部	子育て支援課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	ひとり親家庭等自立支援事業（こどもの学習支援事業：模試費用、受験料支援）	進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、児童扶養手当受給世帯や経済的に困っている世帯の高校3年生と中学3年生に対して、模試費用、受験料の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押ししする。		こども家庭部	子育て支援課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	ひとり親家庭等自立支援事業（ひとり親家庭等日常生活支援事業）	ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図る。		こども家庭部	子育て支援課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	ひとり親家庭等自立支援事業（ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業）	児童扶養手当を受給している方等の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定する。		こども家庭部	子育て支援課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	ひとり親家庭等自立支援事業（高等職業訓練促進給付金等支給事業）	国家資格等の専門的な資格取得を目指し、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給する。		こども家庭部	子育て支援課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	ひとり親家庭等自立支援事業（自立支援教育訓練給付金支給事業）	自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成する。		こども家庭部	子育て支援課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	ひとり親家庭等自立支援事業（就業支援講習会等事業）	ひとり親家庭の親とその子及び寡婦を対象に、パソコン講習等、就労に際して必要な知識や技能を身に付ける講習を実施する。		こども家庭部	子育て支援課

基本 方針		推進 施策		主/従	取組事業	事業概要	R7年度取組状況	R7年度所管課	
								部局名	担当課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	ひとり親家庭等自立支援事業（高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業）	高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成する。		こども家庭部	子育て支援課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	ひとり親家庭等自立支援事業（母子・父子自立支援員等による相談の充実）	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・子どもの養育や教育等について総合的な相談等を行う。		こども家庭部	子育て支援課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	ひとり親家庭等自立支援事業（専門相談員による相談の実施）	養育費の取り決めや確保、子どもの親子交流について、専門相談員による相談を実施する。		こども家庭部	子育て支援課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。		こども家庭部	子育て支援課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「手助けのできる人（提供会員）」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。		こども家庭部	子育て支援課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の貸付を行う。		こども家庭部	子育て支援課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。		こども家庭部	子育て支援課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産ができるよう認可の助産施設に入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。		こども家庭部	子育て支援課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。		こども家庭部	子育て支援課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	2	貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策	【従】	ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。		こども家庭部	子育て支援課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		障害児保育支援事業	保育所等へ入所している障がい児の保護者及び発達に気になっている保護者に対して、相談・支援を行い、必要に応じ小児科医や療育機関関係者などと連携し、障がい児の福祉の増進を図る。 また、公立保育所で医療的ケア児を受入れ、訪問看護ステーションの看護師によるケアを行う。	保育園や幼稚園等保育施設を利用している配慮が必要な子ども、その保護者に対して、保育・幼稚園課の巡回支援専門員が巡回したり、電話相談をしたりして対応していきました。 必要に応じて医師や療育機関等の関係機関と連携を図り、支援方法について話し合いを行い、適切な支援を行いました。 現在、保育園や幼稚園等を利用していない子ども、家庭に対しても電話相談や入園前のすこやか保育相談等を行い、関係機関と連携を図り、相談支援を行いました。 また、市内の教育・保育施設で実施している障がい児保育に関して、各園保育士・保育教諭等の資質向上を行う目的で、発達支援実践研修(計7回)や障がい児保育派遣研修などを行いました。	こども家庭部	保育・幼稚園課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		小児慢性特定疾病・育成・養育医療費等給付事業	慢性疾患により長期療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、疾患の治療にかかる医療費の助成、日常生活用具の給付、自立支援事業を実施する。	少子化の影響を受け、医療給付実人数等は減少しているが、医療機関や市民への適切な周知等により、対象児童のすべてに安定的な給付を実施している。	こども家庭部	すくすく支援課

基本方針		推進施策		主/従	取組事業	事業概要	R7年度取組状況	R7年度所管課	
								部局名	担当課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		児童発達支援センターひまわり園運営事業	障がいのある未就学児が通園し、日常生活での基本的な動作の習得、知識技能の付与、集団生活への適応のための支援等、様々な療育を通して児童の成長及び発達の上をを図る。	日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など、児童一人ひとりの特性を踏まえた療育支援を実施したことにより、児童の成長及び発達につながっている。また、地域の障がい児支援の中核的な役割を担う機関として、専門の人材を配置し、地域の障がい児に関する支援を行った。	福祉推進部	障がい福祉課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		障害児等療育支援事業	障がい者が居宅等で自立した日常生活や社会生活を営むとともに、障がい児についても、社会生活への適応性の基盤を形成するため、在宅の重症心身障がい児・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児を対象に、介護サービスや就労技能の習得、生活能力向上のための支援等の提供や療育等を行う。	(福) 福角会、(福) あゆみ学園、(福) 宗友福祉会に業務委託し、在宅支援訪問療育等指導事業、在宅支援外来療育等指導事業、施設支援一般指導事業の3事業を実施した。	福祉推進部	障がい福祉課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		身体・知的障害者相談員設置事業(ペアレントメンター)	発達に障がいがある、気になる特性があるこどもの保護者を対象に、発達に障がいがあるこどもの子育てを経験した「ペアレントメンター」による相談会、個別相談を実施する。	ペアレントメンターCaféまつやまを5回開催したほか、随時個別相談を受け付けることで、障がい者当事者相談(ピアカウンセリング)の充実を図った。	福祉推進部	障がい福祉課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		日中一時支援事業	在宅の障がい者又は障がい児の介護を行う方の疾病やその他の理由で、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)に対して、障害者支援施設等で日中の活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練やその他の支援を行うことで、障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息等を図る。	利用に基づく支給決定を行い、障がい者(児)141名の方が日中一時支援を利用することができた。	福祉推進部	障がい福祉課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		補装具交付修理事業	補装具は身体障がい者(児)の失われた身体機能を補完又は代償する用具であり、交付及び修理、借受を行うことで身体的欠損や身体的機能損傷を補い、日常生活、職業生活の能率の向上を図る。	補装具支給基準等に基づき、障がい者(児)に対し適切に交付・修理を行うことができた。 実績 125件(R6.3月末現在)	福祉推進部	障がい福祉課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		障害福祉サービス事業	障がい者が居宅等で自立した日常生活や社会生活を営むとともに、障がい児についても、社会生活への適応性の基盤を形成するため、身体障がい児・知的障がい児・発達障がい児を対象に、介護サービスや就労訓練、生活訓練等の提供や療育等を行う。	利用に基づく支給決定を行い、障がい者(児)9,716名の方が障害福祉サービス等を利用することができた。	福祉推進部	障がい福祉課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		重度障がい児訪問看護利用助成事業	常時医療行為を必要とする重度障がい児が、在籍する学校で、経管栄養、たんの吸引、気管カニューレの管理等のため訪問看護師の派遣を必要とする場合に、保護者に対して費用の一部を助成する。	現在、松山市立の小中学校では医療的ケアを行える看護師を配置しており保護者が終日付添う必要がなくなったため、令和7年度の利用はなかった。	福祉推進部	障がい福祉課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		移動支援等事業	屋内での移動が困難な障がい者及び障がい児の社会参加や必要不可欠な外出を促進するサービス。また、入院時に医療従事者との意思疎通が困難な重度障がい者に対し、支援員を派遣し支援を行う。	利用に基づく支給決定を行い、障がい者(児)349名の方が移動支援を利用することができた。	福祉推進部	障がい福祉課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援	【主】	障がい児相談窓口事業	障がいの有無を問わず、こどもの発達について幅広く相談を受け、関係機関と連携しながら必要な支援につなげる。	概ね18歳までのこども及びその保護者を対象とした、こどもの発達に関する相談を受ける窓口「こどもの相談室ふらっと」で、福祉サービスの利用等に関する相談や障がいや病状の理解に関する支援などをおこなった。	福祉推進部	障がい福祉課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		精神障がい者・難病患者等総合支援事業	精神障がい者や難病患者等が、基本的人権に基づく日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、必要な「障害福祉サービス」に係る給付、「地域生活支援事業」その他の支援を総合的に行う。	R7年度から他の事業へ移管され廃止	福祉推進部	障がい福祉課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		市重度心身障がい児福祉年金事業	重度心身障がい児福祉年金を支給することにより、障がい児童家庭の生活の安定と福祉の増進を図る。	広報「まつやま」や「福祉のしおり」を通じ手当を周知しました。また、身体障害者手帳・療育手帳の手続き来庁時に手当を説明し、該当時には申請受付を行いました。 ◆受給者 671人(R8.3月末現在)	福祉推進部	障がい福祉課

基本方針		推進施策		主/従	取組事業	事業概要	R7年度取組状況	R7年度所管課	
								部局名	担当課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		日常生活用具給付貸与事業	在宅重度心身障がい者（児）の日常生活が円滑に行えるよう障がいの種別や程度に応じた日常生活用具の給付及び福祉電話の貸与を行う。	紙おむつや電気式たん吸引器など、障がい者（児）が日常生活を円滑に行えるよう必要な用具の給付又は貸与を行った。	福祉推進部	障がい福祉課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		重度障がい者（児）住宅整備事業	日常生活で他の者の介護を必要とする在宅重度身体障がい者（児）のいる世帯に対し、当該身体障がい者（児）の日常生活を容易にし、その行動範囲を広げて自立更生を促進する。	重度の身体障がい者(児)の日常生活の不便を解消するため、対象者に対して適切な住宅改修及び費用の一部補助を行った。	福祉推進部	障がい福祉課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		障がい等のある子どものための支援事業	学校生活支援員や学級支援員を配置し、障がい等のある児童生徒一人ひとりが豊かな学校生活を過ごし、また、障がいの有無に関わらず多様な教育的ニーズのある児童生徒が共に学べる教育環境を整備する。	対象となる学校や学級に学校生活支援員や学級支援員を配置することで、障がい等のある児童生徒が豊かな学校生活を送ることができるようにするとともに、多様な教育的ニーズのある児童生徒が共に学べるように支援することができた。	教育委員会事務局	学校教育課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		特別支援教育事業	就学相談や通級相談、特別支援教育派遣相談などの相談体制を整備し、特別な教育的ニーズのあるこどもたちに応じた支援体制の整備や充実を図る。	学びの場を助言する教育相談や通級相談、特別支援教育指導員派遣相談など、多様なニーズに応じた相談や助言を行うことで、子どもたちの支援の充実を図った。また、特別支援教育指導員派遣相談を各園等に周知する回数を増やすなど、就学前の相談を充実させることで、早期支援や保護者の不安軽減につながるよう努めた。	教育委員会事務局	学校教育課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	3	障がい、医療的ケア等支援		医療的ケア児に対する支援体制整備事業	学校での医療的ケアに対応できる看護師を確保し、地域の小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の支援体制を整備する。	看護師配置の対象となる医療的ケア児の在籍校6校全てに看護師を配置し、定時で計画的にケアを行うことができる児童については、看護師が医療的ケアを実施した。また、学校での医療的ケアに関する知識や経験のある看護師を講師に招いて同職種連携を重視した研修を行ったり、関係機関が主催する研修会に参加したりと、研修の機会を確保した。	教育委員会事務局	学校教育課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	4	いじめ、不登校支援、自殺対策		自殺対策等精神保健事業	若年層への自殺対策として、こどもの頃から「心の健康づくり」を目指し、児童生徒とその保護者等に相談窓口の周知啓発を行う。	小学生・中学生・高校生・大学生・子育て世帯を対象に自殺予防啓発用チラシ等の配布を行った。また、自殺対策に社会全体で取り組むため、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて自殺対策の周知・啓発を行ったほか、松山市自殺対策推進委員会では、本市の自殺対策の取組について協議を行った。自殺対策の担い手となるゲートキーパー養成講座（基礎研修）や、ゲートキーパーとしての傾聴方法や専門の相談機関や医療機関受診につなげるためのスキルアップを目的としたステップアップ研修、ステップアップ研修を受講した方を対象に支援者のセルフケアを取り入れたフォローアップ研修を開催した。	健康医療部	保健予防課
3	こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	4	いじめ、不登校支援、自殺対策		いじめ対策総合推進事業（いのちを守る相談事業）	「いじめ問題」に対応するため4つの事業（1 いのちを守る相談活動、2 子どもから広がるいじめ0活動、3 いじめ問題対策・サポート事業、4 いのちを守り育てる集い）を行い、こどもが安心して学校生活をおくれるよう支援する。	「いじめ0ミーティング」において、取組優秀校4校を表彰した。また、「どうしていじめはなくなるんだろう」というテーマでパネルディスカッションをしたり、「来年度以降のいじめ0ミーティングで取り組んだらよいと思う活動」についてグループで協議したりすることで、松山市全体でいじめをなくそうとする機運を醸成した。また、「松山市こども家庭センターこども相談課」に「いじめほっとらいん」を設置し、本人、保護者等がいじめに関する相談や、通報をしやすい体制を整備することで、いじめの早期発見・早期解決につなげることができた。	教育委員会事務局	学校教育課

基本 方針		推進 施策		主/従	取組事業	事業概要	R7年度取組状況	R7年度所管課	
								部局名	担当課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	4	いじめ、不登校支援、自殺対策		スクールカウンセラー等活用事業	愛媛県のスクールカウンセラー等活用事業により、松山市立の全小中学校でスクールカウンセラーの活用を図る。	中学校区程度の地域を単位として、その地域内にある中学校を拠点校、小学校を接続校として、当該単位ごとにスクールカウンセラー等を1名配置した。児童生徒及び保護者からの相談に応じ、不登校や問題行動等の未然防止や早期発見に努めた。	教育委員会事務局	学校教育課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	4	いじめ、不登校支援、自殺対策		「校内サポートルーム」設置事業	校内サポートルームを設置することにより、不登校、またはその傾向にある生徒の“校内の安心できる居場所”としての機能を果たし、不登校の未然防止や学校復帰を目指す。	学校に登校することはできても教室に入りづらい生徒や、不登校傾向の生徒にとつての、学校内の「安心できる居場所」を確保するため、市立中学校に校内サポートルームを設置し、不登校の未然防止や社会的自立を促すなど、学校内の不登校支援の充実を図る。	教育委員会事務局	学校教育課
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	4	いじめ、不登校支援、自殺対策		不登校対策総合推進事業	ひきこもりや不登校の児童生徒及びその保護者へのきめ細かな支援を行うため、子ども相談課と連携し、来所・家庭訪問等による相談や学習などの支援に加え、少人数での学習・スポーツ・体験活動などを通じた支援として、松山わかあゆ教室・北条文化の森教室の運営を行う。	不登校児童生徒に対して訪問や来所等で相談などの支援を行う「訪問交流型不登校対策」やアウトリーチ型の「学習支援」、学習支援システムを利用しコミュニケーションなどの支援を行う「ICTを活用した支援」、小人数での学習・スポーツ・体験活動を通じて学校復帰を目指す「松山わかあゆ教室」「北条文化の森教室」の運営などを通じて、社会的自立や学校復帰に向けた支援を行った。 (延べ相談件数) ○訪問交流型不登校対策：4,737件（内アウトリーチの学習支援595件） ○ICTを活用した学校復帰支援：9件 ○松山わかあゆ教室・北条文化の森教室：2,416件	教育委員会事務局	教育支援センター事務所
3	子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	4	いじめ、不登校支援、自殺対策	【従】	子ども相談事業	子どもに関する総合的な相談窓口において、0歳から18歳までの子育て、虐待、不登校、問題行動などの様々な相談に、子どもや家庭に寄り添いながら迅速で的確に対応する。		子ども家庭部	子ども相談課
4	若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする	1	心身の健康向上		妊婦・乳児健康診査事業	妊産婦、胎児及び乳児に健康診査を実施することにより、心身の異常等を早期に発見するとともに、治療動員や支援体制の強化を図ることで、安心して妊娠を継続・出産できる体制や新生児への虐待予防、乳児の健やかな成長につなげる。	妊婦一般健康診査は、県内産科医療機関等に委託して個別に健康診査を14回（多胎妊婦は5回追加）実施し、延33,925人が受診した。 産婦健康診査は、県内産科医療機関等に委託して個別に健康診査を実施し、産後2週間2,748人、産後1か月2,797人が受診した。	子ども家庭部	すくすく支援課
4	若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする	1	心身の健康向上		妊婦・乳児健康診査事業（拡大新生児スクリーニング検査費助成事業）	令和3年10月から治療が可能となった遺伝性難病を対象に、検査費用の公費助成を行うことで。保護者の負担軽減と異常の早期発見・早期治療につなげる。	県内産科医療機関等に委託して、生後28日未満の児に対して個別に検査を実施し、2,718人が受検した。県外で受検した場合は償還払いで対応した。	子ども家庭部	すくすく支援課
4	若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする	1	心身の健康向上		歯科保健事業（個別妊婦歯科健康診査）	妊婦の口腔内疾患の減少とその家族の生涯を通じた口腔の健康管理につなげるため、妊娠中に1回、歯科健診と歯科保健指導を登録医療機関にて、無料で受けることができる受診票を配付する。	妊娠届を提出した妊婦と転入妊婦に個別妊婦歯科健康診査受診票を交付し、1,536人の妊婦が受診した。	子ども家庭部	すくすく支援課
4	若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする	1	心身の健康向上		不妊治療・不育症検査助成事業	子どもを持ちたいと望む夫婦等を支援することを目的として、不妊検査・不妊治療・不育症検査にかかる費用の負担軽減を図るとともに、不妊・不育に関する不安の解消に努める。	不妊検査・治療費への助成金交付は1,051件、不育症検査費用への助成件数は12件であった。	子ども家庭部	すくすく支援課
4	若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする	1	心身の健康向上		妊娠・出産支援事業（産後ケア事業）	心身の不調や育児不安を抱える出産後おおむね12か月未満の母子に対し、助産師等が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援する。	産後ケア事業の宿泊型は実106人、延160人が利用、通所型は実94人、延117人が利用、訪問型は実185人、延383人が利用した。全体では実335人、延660人が利用した。	子ども家庭部	すくすく支援課
4	若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする	1	心身の健康向上		プレコンセプションケア（妊娠前からのケア）事業	早くから妊娠・出産の知識をもち、自分の身体と健康への意識を高めるため、将来の妊娠に備えて今の自分の身体の状態を知っておきたい女性を対象に、検査費用の一部を補助するとともに、大学生等若い世代を対象に普及啓発を行う。	プレコンセプションケア費用助成金事業の利用者数は339人であった。 若い世代への普及啓発のための講話は、6か所で計464人に実施した。	子ども家庭部	すくすく支援課

基本方針		推進施策		主/従	取組事業	事業概要	R7年度取組状況	R7年度所管課	
								部局名	担当課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減		災害遺児支援事業	児童の保護者が交通事故、風水害、火災、業務上の事故又は不慮の事故により死亡又は重度の障害を負った場合に年金及び激励金を支給することにより、遺児の健全な育成と遺児家族の福祉の向上を図る。	①市災害遺児福祉年金 対象児童一人当たり月額2,000円の年金を支給 ②市災害遺児就学激励金 対象児童のうち小中学生一人当たり15,000円を5月に支給	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減	【主】	子育て応援券交付事業	第2子以降の出生時に、紙おむつを約1年分購入できる応援券50,000円（1,000円×50枚綴り）を交付する。	こどもが出生した世帯の情報を確認し、おむつ券の未申請世帯には手続きを促すなど、対象となる世帯に漏れなく交付できるよう対応した。 交付件数：1,534件	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減	【主】	児童手当支給事業	児童を養育している家庭等での生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	家庭等の生活の安定を寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを応援するため、児童手当を支給しました。 【児童一人あたりの支給月額】 ・0歳～3歳未満 15,000円（第1子、第2子） ・3歳～高校修了まで 10,000円（第1子、第2子） ・0歳～高校終了まで 30,000円（第3子以降） 【令和7年度年度実績】 ・支給対象児童延人数 781,774人 ・総支給額 10,200,250千円	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減	【主】	子ども医療助成事業	18歳年度末までの保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する。	0歳児～18歳年度末までのこどもの入院・通院費について、保険診療による医療費の自己負担分を助成しました。 ○乳幼児医療費（0歳から6歳就学前までのこども） «医療費助成状況» 受給資格者 21,553人（R7年3月末時点） 助成額 922,328千円 ○児童医療（小学1年生から高校3年生（18歳年度末）までのこども） 受給資格者 45,306人（R7年3月末時点） 助成額 1,702,554千円	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減	【主】	ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	所得税非課税世帯に通院・入院の保険診療による医療費の自己負担分を県市共同で助成するとともに、所得税課税世帯に対しても市単独で助成しました。	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減	【主】	出産世帯応援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、こどもを出産した世帯に対し、出産後に必要な費用への補助金を給付する。	令和7年度の出産世帯から、所得や年齢による制限をなくして対象を広げるとともに、出産時に父母ともに35歳以下の世帯には補助額を30万円（令和6年度は20万円）とするなど、支援を拡充した。	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減	【主】	出産世帯奨学金返還支援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、こどもを出産した世帯に対し、奨学金の返還金の一部を補助する。	令和7年度の出産世帯から、所得や年齢による制限をなくし、奨学金を返還している全ての出産世帯を支援できるよう拡充した。	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減		ファミリー・サポート・センター運営等事業（利用料の助成に関する部分）	育児の「手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「手助けのできる人（提供会員）」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。周知活動により提供会員の確保に努めるとともに、利用料の助成により利用促進を図る。	ファミリー・サポート・センターの利用が、1カ月につき2時間30分まで無料になるチケットをお渡しし、利用促進につなげている。ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯）や多胎児（双子・三つ子など）には上記に加え、利用助成を行っている。	こども家庭部	子育て支援課

基本方針		推進施策		主/従	取組事業	事業概要	R7年度取組状況	R7年度所管課	
								部局名	担当課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減	【主】	助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産ができるよう認可の助産施設に入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。	経済的な理由で助産を受けることが困難な妊産婦を市内2ヶ所の助産施設に入所させ、出産に必要な費用等の助成を行った。 ・愛媛県立中央病院 4件 ・松山赤十字病院 28件	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減		妊娠・出産支援事業（離島妊婦に対する宿泊費支援事業）	安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を構築するため、離島に住む妊婦が出産に備え分娩取扱施設近くで待機する際の宿泊費について補助する。	3人の離島在住の妊婦から申請があり、償還払いで対応した。 ホームページ等での周知活動も行う。	こども家庭部	すくすく支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減		まつやま・家族いらっしやい事業（移住定住促進事業）	若い世代の移住を後押しするため、18歳未満のこどもを扶養している世帯およびともに35歳未満の若者世帯の引越費用を支援する。	県外からの子育て世帯の移住促進を図るため、子育て世帯と若者夫婦等の世帯に引越費用の一部を補助した。子育て世帯は募集45世帯に対して50世帯170名(大人95名、こども75名)、若者世帯は募集25世帯に対して7世帯14名の実績となった。	坂の上の雲まちづくり部	まちづくり推進課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減		移住者定着支援事業（移住定住促進事業）	15歳未満のこどもを扶養している、県外からの移住者（移住後3年以内）に住宅取得費用を補助する。	県外からの子育て世帯の移住促進を図るため、子育て世帯に住宅取得費用の一部を補助した。募集15世帯に対して13世帯46名（大人24名、こども22名）の実績となった。	坂の上の雲まちづくり部	まちづくり推進課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減		出産育児一時金支給事業	健康保険法等の改正に伴う制度創設により、保険が適用されない出産費用について、国民健康保険加入者の自己負担を軽減する。	国民健康保険加入者が出産（妊娠85日以降の死産・流産を含む）した場合に、出産時1人につき500,000円（参加医療補償制度に未加入の医療機関で出産した場合は488,000円）を支給した。	福祉推進部	保険給付・年金課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減		出産費貸付事業	出産育児一時金の直接支払制度が利用できず、出産育児一時金の支給までに出産費用が用意できない国民健康保険被保険者に対し、出産育児一時金支給前に支給額の8割の範囲内で資金を貸し付ける。	貸付利用なし	福祉推進部	保険給付・年金課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減		保険料申請免除、法定免除事業（産前産後免除該当届部分）	出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）の国民年金保険料が免除される。産前産後期間の保険料を免除された期間は、保険料を納付したのとして老齢基礎年金の受給額に反映される。	令和7年度中窓口では86件受付した。毎年市民便利帳や子育て応援ブック「まつトコ」等に情報を掲載するほか、資格の切替の際に該当者には案内をするようにし、制度を知らない方への案内も行っている。	福祉推進部	保険給付・年金課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減		奨学資金貸付事業	経済的事情により大学・短大への修学が困難な方に修学の機会を与えるため、学業に必要な資金を無利子で貸し付け、有用な人材を育成する。	令和7年度は、70人の奨学生を新規採用し、経済的事情による大学等への修学が困難な方計220人に奨学金の貸し付けを行い、就学の機会を提供した。（参考：令和6年度新規：51人、令和6年度貸付合計：212人）	教育委員会事務局	教育総務課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減		小学校就学援助費（学用品費等）支給事業	経済的理由で就学が困難な児童の保護者に対して就学援助費を支給する。	公立小学校に在籍又は就学を予定し、経済的理由により就学が困難な市内在住の児童の保護者からの申請に基づいて認定を行い、学用品費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費（入学準備金）などの就学援助費を支給した。	教育委員会事務局	学校教育課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減		中学校就学援助費（学用品費等）支給事業	経済的理由で就学が困難な生徒の保護者に対して就学援助費を支給する。	公立中学校（中等教育学校前期課程を含む。）に在籍又は就学を予定し、経済的理由により就学が困難な市内在住の生徒の保護者からの申請に基づいて認定を行い、学用品費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費（入学準備金）などの就学援助費を支給した。	教育委員会事務局	学校教育課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減		就学援助費（医療費）支給事業	学校教育法等に基づき、要保護・準要保護児童生徒の保護者を対象に、特定の疾病にかかる医療費の援助を行う。	学校保健安全法に基づき、援助が必要な児童生徒の保護者に対して、特定の疾病にかかる医療費の援助を行った。	教育委員会事務局	保健体育課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減		就学援助費（学校給食費）支給事業	学校教育法等に基づき、準要保護児童生徒の保護者を対象に、学校給食費の援助を行う。	保護者の経済的負担軽減のため、申請のあった児童生徒の給食費について、滞りなく援助を行った。	教育委員会事務局	保健体育課

基本方針		推進施策		主/従	取組事業	事業概要	R7年度取組状況	R7年度所管課	
								部局名	担当課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	1	子育て世帯への経済的負担軽減	【主】	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳未満又は一定以上の障がいのある20歳未満）を監護している母又は監護し、かつ生計を同じくしている父又は養育者に対し、児童扶養手当を支給した。 受給者数（令和8年3月末）4,149人	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【主】	母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	入所している母子家庭の母と支援を行っている母子支援員が定期的に面談等を実施し、母子の自立に向けて取り組んだ。 また、精神的なケアを要す世帯やDV被害等により、保護が必要な世帯への支援を行った。 入所世帯（令和8年3月末時点）9世帯（22名）	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【主】	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の貸付を行う。	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立及び生活意欲の向上並びに児童福祉の増進に資するため、12種類の貸付を実施し、生活基盤の安定と福祉の向上を図った。 【貸付状況】 修学資金／27件 就学支度資金／27件 修業資金／4件 転宅資金／3件 技能習得資金／2件 生活資金／1件 合計 64件	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【主】	ひとり親家庭等自立支援事業（こどもの学習支援事業：まつじゅく）	貧困の連鎖を防ぐために、経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られないこどもに対し、学習習慣の定着と学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、こどもやその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学の相談に応じるなど、日常生活への支援や相談支援を行い、こどもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。	ひとり親世帯等（児童扶養手当受給世帯、非課税世帯）の小学5年生、6年生を対象に、市内5カ所で「まつじゅく」を実施し、個別学習の支援を通じて、学習習慣の定着と学力の向上につなげた。 【参加者数】小学5年：37名、6年：41名、計78名	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【主】	ひとり親家庭等自立支援事業（こどもの学習支援事業：土曜塾）	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。	ひとり親世帯等（児童扶養手当受給世帯、非課税世帯）の中学生を対象に、「土曜塾」を実施し、大学生サポーターによる個別学習の支援を通じて、学力の向上につなげた。 令和7年度からは新たに市内西部でも開催して市内4カ所で実施することとし、より多くの中学生が出来るよう取組みを拡大した。 【参加者数】中学1年：42名、2年：56名、3年：51名、計149名	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【主】	ひとり親家庭等自立支援事業（こどもの学習支援事業：土曜塾プラス）	経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない高校生に対し、学力の向上を目的とした講座を実施し、進学を後押しして将来の進路選択を広げ、貧困の連鎖を断ち切る。	ひとり親世帯等（児童扶養手当受給世帯、非課税世帯）の高校生を対象に、「土曜塾プラス」を実施し、大学生サポーターによる個別学習の支援を通じて、学力の向上につなげた。 【参加者数】高校1年30名、2年21名、3年35名、計86名	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【主】	ひとり親家庭等自立支援事業（こどもの学習支援事業：模試費用、受験料支援）	進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、児童扶養手当受給世帯や経済的に困っている世帯の高校3年生と中学3年生に対して、模試費用、受験料の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	「土曜塾」「土曜塾プラス」に参加するひとり親世帯等の高校3年生、中学3年生を対象に、大学受験料の補助や模試費用の補助を行った。 【補助件数】大学等受験料30件、模試費用（高3）17件、模試費用（中3）1件 計48件	こども家庭部	子育て支援課

基本方針		推進施策		主/従	取組事業	事業概要	R7年度取組状況	R7年度所管課	
								部局名	担当課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【主】	ひとり親家庭等自立支援事業（ひとり親家庭等日常生活支援事業）	ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図る。	公益社団法人松山市シルバー人材センターへ委託し実施しましたが、利用が少ない状況であるため、今後も事業の周知啓発により、利用者の拡充に努めます。 利用世帯数：6世帯 利用延件数：28件（56時間）	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【主】	ひとり親家庭等自立支援事業（ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業）	児童扶養手当を受給している方等の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定する。	ひとり親家庭の親の就労や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムの策定を行った。 プログラム策定件数 49件	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【主】	ひとり親家庭等自立支援事業（高等職業訓練促進給付金等支給事業）	国家資格等の専門的な資格取得を目指し、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給する。	ひとり親家庭の親が就職に結びつきやすい資格を取得するため、6月以上養成機関に修業する場合に、修学期間(上限4年)において「高等職業訓練促進給付金」を支給し、母子家庭等の生活の負担軽減を図った。また、講座を修了した者を対象に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給した。 高等職業訓練促進給付金 42名 高等職業訓練修了支援給付金 15名	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【主】	ひとり親家庭等自立支援事業（自立支援教育訓練給付金支給事業）	自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成する。	ひとり親家庭の親が適職に就くための能力開発や資格取得を支援するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講し、その教育訓練を修了した方に対して、自立支援教育訓練給付金の支給を行った。 支給人数 6名	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【主】	ひとり親家庭等自立支援事業（就業支援講習会等事業）	ひとり親家庭の親とその子及び寡婦を対象に、パソコン講習等、就労に際して必要な知識や技能を身に付ける講習を実施する。	〇母子家庭等就業・自立支援事業（就業支援講習会等事業） パソコン講座【MOS資格対策講座】 申込者7名 講座修了者7名	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【主】	ひとり親家庭等自立支援事業（高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業）	高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成する。	ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が高等学校卒業程度認定試験の指定講座受講のために支払った費用の一部を支給した。 受講開始時給付金 1名	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【主】	ひとり親家庭等自立支援事業（専門相談員による相談の実施）	養育費の取り決めや確保、こどもの親子交流について、専門相談員による相談を実施する。	養育費確保等について、専門相談員が相談に応じた。 専門相談 26件 女性相談 52件 離婚前後親支援相談会を2回開催し、23組が参加した。	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【主】	ひとり親家庭等自立支援事業（母子・父子自立支援員等による相談の充実）	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・こどもの養育や教育等について総合的な相談等を行う。	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・こどもの養育や教育等について総合的な相談を行った。 ひとり親自立支援相談 1,812件 弁護士相談 0件	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進		ひとり親家庭等自立支援事業（「ひとり親家庭のしおり」等を通じた情報提供）	「ひとり親家庭のしおり」を市の関係窓口等で配布するとともに、市ホームページで各種制度の周知に努める。離婚届提出時に保険、年金、各手当等の受給手続きに漏れがないようチラシによる案内を行う。	ひとり親家庭の親が活用できる各種支援事業を情報を集約して「ひとり親家庭のしおり」を制作し、児童扶養手当の現況届や新規相談時など、窓口で支援制度を説明する際に活用した。 【配付部数】約7,500部	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進		ひとり親家庭等自立支援事業（養育費に関する情報提供と広報・啓発活動）	養育費の取得手続きなどについて、情報提供をする。「ひとり親家庭のしおり」の配布等により、養育費の支払（取得）に関する啓発を行う。養育費について、相談から取得まで一貫した支援を行う。	ひとり親家庭のしおりにおいて、弁護士による特別相談事業と専門相談員による養育費相談の窓口を掲載している。また松山市ホームページにも養育費相談の窓口を掲載し、広報・啓発を行った。	こども家庭部	子育て支援課

基本方針		推進施策		主/従	取組事業	事業概要	R7年度取組状況	R7年度所管課	
								部局名	担当課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進		ひとり親家庭等自立支援事業（親子交流に関する情報提供と広報・啓発活動）	こどもの立場からの親子交流について、広報・啓発をする。	ひとり親家庭のしおりにおいて、専門相談員による親子交流の取り決めに関する相談の窓口を掲載している。また松山市ホームページにも窓口を掲載し、広報・啓発を行った。	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【従】	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。		こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【従】	女性相談支援事業	DVをはじめ、女性のいろいろな悩みごとについての相談に応じ、関係機関を紹介するとともに、必要な指導を行う。		こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	2	ひとり親家庭の自立促進	【従】	市営住宅への入居優遇措置	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。		開発建築部	住宅課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	3	関係機関と連携した相談体制の構築		児童扶養手当支給事業（民生委員児童委員等との連携強化）	民生児童委員が地域のひとり親家庭等に対し相談に応じ、福祉制度の紹介や関係資料の作成を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぐ。	民生・児童委員新任者研修会にて松山市の子育て支援について研修を行った。	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	3	関係機関と連携した相談体制の構築		女性相談支援事業（関係機関・団体との連携強化）	必要に応じて、県や警察等の関係機関との連携による支援を行う。	県や要保護児童対策地域協議会等が主催する研修会や警察等が主催する会議に出席した。 県や警察と連携し、DVをはじめ困難な問題を抱えた女性の支援に取り組んだ。	こども家庭部	子育て支援課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	3	関係機関と連携した相談体制の構築		重層的支援体制整備事業	各相談支援機関の連携を強化し、世代や属性を問わない、より質の高い相談支援を行う。	複雑・複合化した課題に対し、支援関係機関を集めた会議を開催し、役割分担や支援の方向性についての調整機能を担ったほか、課題を抱えた世帯へのアウトリーチや、社会参加に対するニーズへのマッチングを行った。対応困難な課題を取り扱う性質上、支援に対する本人の同意を得ることが難しいケースが多く、目標の指標に達することができない場合があるが、同意を得ずとも支援関係機関間で情報共有ができる枠組みが法律上担保されているため、支援体制の構築は進められている。	福祉推進部	長寿福祉課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	3	関係機関と連携した相談体制の構築	【従】	要保護児童対策事業	要保護児童等への継続支援、総合的な支援、予防的支援を実施するため、医療・保健・福祉・学校等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の連携強化や体制整備を進める。		こども家庭部	こども相談課
5	安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	3	関係機関と連携した相談体制の構築	【従】	障がい児相談窓口事業	障がいの有無を問わず、こどもの発達について幅広く相談を受け、関係機関と連携しながら必要な支援につなげる。		福祉推進部	障がい福祉課